

「職員懲戒」市議が批判

浄水装置メモ「公益通報にあたる」

川崎市上下水道局の部長 級だとして、同局の対応を批判した。

区のフロントタウン生田にある生田ふれあい広場の浄水装置をめぐる情報を市議に提供したとみられるなどとして停職1カ月の懲戒処分を受けたことについて、三宅隆介議員（無所属）は7日、市議会予算審査特別委員会で、「行政の不正行為を示す公文書を議員に対して提供することは、事の真偽にかかわらず公益通報制度上、認められているはず

が懲戒処分の妥当性に疑問を呈した」とし、同局の顧問弁護士の見解を質問。市側は処分理由や量定について弁護士から「『そのように考えてよい』旨の回答を口頭で得た」と説明した。

三宅氏は弁護士相談記録の公開を求めたが、市側は法的根拠はないものの弁護士とのやりとりは不開示とすべき内容だとして拒んだ。

三宅氏は、職員の行為は「口頭注意、文書注意レベル」と指摘。中川耕二・総務企画局長は今回のように複数行為を組み合わせて懲戒処分とした事例は「確認できる範囲ではない」とした。

（竹谷直子）